知る権利はどんな人にも平等に保証される、ということ

佐久間美紀子　(静岡市の図書館をよくする会)

　ぜんたい、本は批判的に読むこともできるのだということを、いったいどのくらいの人が本気で納得しているのだろうか。あるいは、本から影響を受けると言うとき、必ずしもその本の示す方向に影響されるとは限らない、といことを。教科書を神棚にあげていた時代ではないのである。本はどのようにでも読むことができるし、実際批判や誤解も含めていろいろに読まれている、人間は様々な情報から、予想される通りに、あるいは予想に反して影響を受けることがある、これは自明の事実だと思っていたのだが。咋年来行われてきた一連の議論の中で一番いらいらさせられたのは、この基本的認識(と勝手に思っていただけらしい…)を、どうしても共通の前提にすることはできなかったことだ。従って残念ながらその先の、〔コレクション〕としての図書館蔵書の資料的価値にまで、議論が進むことはなかった。

　いろいろな主張が並んだが、なかで最悪だと思えたのは、自分自身批判的な読みを実行しているのに、それに気づかない、あるいは他者にその可能性を認めようとしない例である。自分(たち)は(特)別だ、だから大丈夫、しかし他の人達は信用ならない、と言うのである。しかも、そうした憶測に基づく選別や処置を図書館にも要求する。図書館が利用者の品性を査定するような処置をとっていいのか、官公庁が住民不信を前提に行政を行うようになったら、いったいどうなるか、ということは不間に付したまま。開架に置くと知らない人がうっかり読んでしまうからいけない、という意見も多かった。これは判断力も責任能力もないバカが多いと言っているようなもので、開架フロア利用者への差別である。図書館が開架･閉架･資料室などを作っているのは利便と収容のためであって、利用者に等級をつけているのではない。

　子どもが読んだら云々の意見もあった。教育的配慮というやつである。しかしもし教育と呼ぶに値するものがあるとしたら、本を批判的に吟味して読む技術を教えることにこそある、と思うのだが。そして図書館のような、様々な資料が内容的評価の序列なしに並んでいる迷路をさまようことは、それ自体ある種の教育ではないだろうか。

　「図書館の自由」は市民の「知る権利」を保証するためにあり、市民が「知る権利」を行使するのは「知的自由」が可能性を開いているからである。「知的自由」には当然、本を著者(出版社･図書館その他もろもろ)の意に反して読むことが含まれている。「図書館の自由」はその基礎を「知的自由」に置いている。であるからこそ、特定の読みに利用者を誘うラベリングは自由の侵犯なのではないか。それなのに、あらかじめ特定の読みをする(または特定の読みしかできない)と決めてかかるような、利用者へのラベリング、配架スペースヘのラベリングが平然と口にされる。図書館ではすべての利用者が、批判も誤解も含めてどのようにでも読む自由を保証されるはずではなかったのか。

　自分が望むような読みを万人にしてほしいと願うのはよい。そのために個人として活動するのもよい。だが、図書館に対して読みの多様性を圧殺するような処置を要求するのは、市民の知的白由、内心というブライバシーへの侵犯になると知るべきである。

図書館はいつも、読書という私的領域にかかわる行為と、図書館という公共空間をいかに両立させるかに腐心してきた。それはまた戦後日本が、行政と市民の関係についてめざしたものでもあったはずだ。行政は個人の内面に踏み込んではならない、踏み込ませてはならない、ということを。「図書館の自由」は「利用者の内的自由」を守ろうとしている。利用者が利用者自身の自由を守ろうとしないでどうするというのか。その内心が高貴であろうと堕落していようと、栄誉も引責も国家や機関のものではなく個人のものである。我々はそれを自分たちで引き受けるべきなのだ、行政や図書館に担わせずに。それこそが個人の権利を主張するための基礎なのではないか。

　図書館はきれいごとだけ集める所ではない。その時代･社会の全体を収集対象にしているのだ。この世界には売春も児童虐待も現にある。それを批判するレポートも救済のための活動もあるが、女性差別や買春を肯定する論理だってちゃんとある。あるものをあると認め、同等の現実として取り扱うのが資料収集の第一歩だ。利用者の内的自由に等級をつけないのと同じように。買春ガイドブックと、買春ガイド絶版要求記録と、第三世界の女性の地位向上や経済的白立を援助するプログラムの紹介本は、等しく資料的価値がある。ともに一つの問題の三方向からの記述であり、この現実は確かにそのように構成されているのだ。

　それに、だいたいこうした読みの多様性が前提となっていなければ、そもそも資料的価値についての議論などできないのである。倫理的価値･美学的価値･歴史的社会的価値など、そのどれにも肯定的評価と否定的評価が可能であり、それらすべてを加味したものを資料的価値と呼ぶのだから。批評的読みを想定しなければ、否定的評価による資料価値評価は不可能だ。

　評価基準だって一律ではあり得ない。変化もする。だから「多様な資料収集を」というのである。個々人の価値観の違い、地理的時間的な差異と変化を、公平に忠実に反映していけば多様化せざるを得ないのだから。そして資料の多様性を認めることは、人々が互いに他人や他地域を尊重しあうことでもあるはずだ。「図書館の自由」がかかげる理念は、当然すべての利用者に、そうした多様な資料を使いこなす権利と責任を認めることで成り立っているはずである。それができなければ自由など放り出して、強引で過保護な母親のように振る舞わなければなるまい。そうしてほしい、というのだろうか。こんな要求が出てくるのは、図書館=行政:お上=親、利用者:国民=幼児という図式が、いまだ無意識裡に根をはっているためなのだろうか。

　内容についての個人的価値判断から独立して資料的価値評価という公共性があり得ること、そして「図書館の自由」とはその公共性を、時に個々の利用者の価値意識に反しても貫くことによって、すべての利用者の知る権利の保証と知的自由の拡大を図る政策なのだということ、だから利用者もまた、個々人の価値観を絶対化せずに蔵書の多様性を許容することで、自己の権利を擁護できるのだということ。こんなことは余りに自明なことだと、つい考えてしまっていたらしい。だから結果として、反対の見解に対して十分説得的に語るだけの力が不足してしまった訳だ。いってみれば意見の多様性を甘くみていたのである。反省しなくてはならない。

　反省と言えば、静岡市立図書館が所蔵していたのが全面改定版だったので、廃棄反対の論拠に、「抗議記録が収録されているから」というのを全面に出してしまった。しかしそのために、初版を持っていた鹿沼市立図書館をかえって窮地に追いやった面があったかもしれない。抗議記録が載っていようといまいと、市民団体が抗議した時点で資料的価値が出たのであり、それを所蔵している図書館は大事に保存すべきである、と、そこまでを含んだ論理を構築しなくてはいけなかった。いや、今後の「よくする会」の課題として残されたと言うべきか。

　今回のシンポジウムで開架･閉架がしつこく間題になったが、これには利用者のプライバシー感情にかかわる面があるからだと思う。職員となじみになって何でも相談するのが楽しい利用者もいるだろうが、匿名の一利用者に徹したい人だっているはずだ。都市化社会は、人間をそこまでアトム化している。だから閉架書庫は、手間がかかるからだけではなくて、職員に話しかけなければならないので匿名性が破れる---ある種ブライバシーのほころびが感じられるがゆえに、利用障害になるのである(無くなりやすい資料のカウンター内保存は、そうした心理を利用している)。

　図書館における利用者のプライバシーが問題になる時、決まって出されるのが「図書館と利用者の信頼関係」なるものである。確かにそうしとか言いようがないことではあるが、それではしかし間題の半分にしかふれていない、と思う。利用者が図書館を信頼して得られるのは、個人情報が図書館の外に洩れることはないという確信であって、目の前にいる当のその図書館員に知られてしまうのは、如何ともし難いままだからである。

　この間題は突き詰めていっても、根底的な解決策などあるはずもないことだが、少なくとも「お気軽におたずねください」と言うだけではだめだということは、了解していてほしいと思う。もし利用者が望むなら、一切職員に尋ねなくとも(尋ねた方がずっと早い場合でも)目的の資料が捜し出せるように、目録や配架のシステムを整える方向で、専門性を生かしてほしい。浦安市立図書館の開架書庫というアイデアは、こんな面からも画期的なものだった、と思える。

付記

　図書館は資料収集については価値中立的であるが、図書館の理念そのものは少しも中立的ではない。こうした言い方は、うっかりするとひどい誤解と攻撃を誘発するので、あんまり公にしない方がいいのかもしれないが、少なくとも図書館職員や図書館運動にかかわる人達の中では、議論しておくべきことだと思う。

　自立した個人が自分自身によって選択し、価値判断をくだすことが望ましい目標であり、図書館はそれを支援するという方針、あるいは、そもそも資料収集が価値中立的であることをよしとする考え方自体、近代自由主義(個人主義)に加担するものなのだ。だから、たとえば特定の伝統的価値と秩序を盲目的に遵守していくことを是とする社会や人間にとって、図書館ははっきり価値破壊的だとうつらないだろうか。あるいは欧米化政策だと。また、例えば「人権」という絶対的価値があり(しかも何が人権間題かの解釈権は自分たちが独占する前提で!)、その価値のためには、行政が率先して他の権利や価値を制限したり禁止したりすべきだ、という主張にとっては、「反人権的」である。

　売春やポルノは旧来(と言ってもたかだか明治以降)の性的秩序や倫理の惑乱要因と考えられているから、蔵書に入れると、図書館のそうした性質が露顕してしまう。温和な娯楽施設･知的社交場という図書館イメージを使って、社会教育行政の中に何とか地位を確立してきたのに、という政策的配慮も出て来よう。だからなかなか入れたがらないのである。同様に、ヒューマニズムに反する(と思われる)資料は全て、そして「図書館の自由」も、価値中立的方針が実は特定の価値に加担するものだという事実をあらわにする。

　たとえば、図書館がかかげている利用者のプライバシー保護。子どもは独立した人格なのだから、親といえども借りている本は知らせるべきでない、というのが共通了解になっている(貸出システムその他にネックがあって、実行できていない場合もあるが)。すべての利用者に平等なプライバシー保護を約束するためには、当然の方針ではある。しかしこれは、日本人のメンタリティーにまだ色濃く残っている、家制度や家族主義にケンカを売っているようなものではないか。夫婦別姓法案反対諭者なら、何たる家族破壊的政策だと言うことだろう。

　だからいけない、というのではない。確信犯になるべきだ、そうでなければやっていけない、と言いたいのである。

　「図書館の自由」をわれわれは望ましい価値として選択した。しかしそれは、現代日本の社会規範のなかにうまく収まってくれるだけの、「優しい」価値としてではないのである。自由につくということは八方美人になることではない。明白に一つの価値に加担することなのである。だから、その価値が通常の規範とずれる、あるいははっきり対立する場合があることを自覚しなくてはならない。たとえば今回の場合のように。

その時、二つの間の亀裂を安易に糊塗して、「図書館の自由」を安全無害なもの仕立てるのは止めた方がよい。亀裂を亀裂として認め、その間隙に耐えつつ「自由」を選択し続けるのでなくては持ちこたえられないだろう。もし「図書館の自由」を、豊かな社会の剰余の産物で終わらせるつもりでないのならば。(もちろん、実際間題としては妥協の必要もあるだろうし、狂信的原理主義に陥っては何にもならないから、これはあくまで考えの筋道の話である。)

　現在、ヒューマニズムはタテマエのみ国是となってしまって、あらゆる検閲的行為の口実にされている。そうしたことはヒューマニズム自身の価値をおとしめているように思える。われわれは図書館活動のもたらすものが、ヒューマニズムに合致すればよいと思う。「図書館の自由」を主張してそう願わない者がいるだろうか。

だが単に合致しさえすればいいと思っている者もいないはずだ。「図書館の自由」は、そうしたことはあくまで自由な選択の緒果であるべきだ、と宣言しているのである。どんな目的のためであっても禁止や制限を使ってはならない、と。だからこそ図書館は、自由を制限せよという異議申立に対しても、等しく門戸を開いているのだ。「図書館の自由」もまた、その時々の論議の中で、支持され選択され続けることによってしか生き延びてはならないのである。

　何かの本を図書館から排除することが社会改良なるという見解は、ある意味で図書館を過大評価している。図書館は短期的には社会に対して全く無力である。諸々の社会間題がそれによって多少なりとも解決するようなものでは、全然ないのだ。この無力さは、しかし図書館が自ら選び取ったものである。たとえ人が愚行を繰返し、悪行にふけったとしたても、図書館は直接には何もしないであろうし、何もしてはならない(愚行の記録はせっせと集めるだろうが)。国民への思想善導の役割を拒否するとはそういうことなのだ。問題解決は利用者一人一人が、白己の価値観と社会人としての責任において果たすべきことなのである。図書館はただ、選択の可能性と幅を豊かに提供することによって、倫理的責任を果たそうとしている。

　歴史は常に過程である。だからどのような過程をたどるか、たどろうとするかが重要なのだ。そして、「図書館の自由」は、自由な選択というフィルターを通すという過程自身が、守るに値する価値だという主張なのであり、「図書館の自由」信奉者は、そのことに確信犯として加担するものである。